

令和 3 年度組織機構及び職員定数調整方針

1 基本的な考え方

令和 3 年度は、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画（以下、「第三次行動計画」という。）」がスタートして 2 年目の年となるが、新型コロナウイルス感染症の克服に向けて最優先で取り組むとともに、第三次行動計画がめざす姿の実現に向けて、施策をより一層加速させる必要がある。

また、G 7 伊勢志摩サミットから 5 年の節目に開催される「第 9 回太平洋・島サミット」や、第 76 回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第 21 回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」（以下、「三重とこわか国体・三重とこわか大会」という。）を成功させるため、市町や関係団体等と連携し、「オール三重」で取り組む必要がある。

こうした状況の中、令和 3 年度組織機構及び職員定数調整は、職員数の抑制に努めながらも、多様な行政ニーズに的確に対応できるよう、以下により行う。

2 組織機構

- (1) 限られた経営資源の中でも、第三次行動計画の推進とともに、社会経済情勢の変化等を踏まえた県政の諸課題や緊急課題に的確に対応できるよう、組織として業務を進めるための体制を徹底するとともに、より一層簡素で効率的・効果的な組織体制を検討する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症を始めとする危機事象への対応や、三重とこわか国体・三重とこわか大会の運営に必要な体制を整備する。

3 職員定数

- (1) 「令和 3 年度三重県経営方針(案)」及び「令和 3 年度当初予算調製方針」も踏まえ、定数配置については、全体数の抑制を図りながら、選択と集中を行い、第三次行動計画の的確な推進を図る。
- (2) ワーク・ライフ・マネジメントの推進及び時間外勤務命令の上限等に留意しつつ、スマート改革を推進する中で、業務の生産性の向上や働き方の見直しを積極的に進め、時間外勤務の縮減等を図るとともに、各部局においても業務の選択と集中をさらに進め、新たな行政ニーズへの対応や業務の平準化などについてメリハリをつけて、主体的に定数調整を行うものとする。
- (3) なお、大規模災害に伴う災害復旧等、緊急課題への対応の必要性や予算編成の進捗に伴う大規模な事業見直しなど、特に必要があると認められる場合には、所要の調整を行うものとする。